

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成29年度 第2回川西市障がい者自立支援協議会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2657)		
開催日時	平成29年11月6日(月) 午後1時30分～午後3時00分		
開催場所	川西市役所 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	杵田会長、田口副会長、嶋川委員、小泉委員、田中委員、藤田委員、堤委員、中谷委員、石光委員、福丸委員、西村委員、聳城委員、増田委員、丸野委員、池田委員 (欠席委員) 秋山委員、篠木委員、大泉委員、荒木委員	
	その他		
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、斎藤障害福祉課長補佐、障害福祉課荒井	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 協議事項 第7次川西市障がい者計画(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)の素案について 3. その他 4. 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

	<p>開 会（午後 1 時 3 0 分）</p>
会長	<p>ただ今から「平成 2 9 年度第 2 回川西市障がい者自立支援協議会」を開会いたします。</p> <p>まず、委員の出欠について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>委員の出欠をご報告いたします。</p> <p>ただいまの出席者は 1 5 名です。川西市身体障害者福祉協会、川西市身体障害児者父母の会、伊丹公共職業安定所、教育相談センターからは欠席する旨の届け出を頂いております。</p>
会長	<p>それでは、本日の「協議事項」に移ります。</p> <p>「第 7 次川西市障がい者計画（第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画）の素案について」です。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、お忙しい中、第 2 回川西市障がい者自立支援協議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>まず、本日の協議会の開催にあたり、開催のご案内が間際になり、また、短い時間で素案をご覧いただくこととなり、お詫びを申し上げます。大変申しわけございません。</p> <p>第 7 次川西市障がい者計画（第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児計画）を説明させていただきます前に、本計画の策定にあたり、障害者総合支援法及び厚生労働省障害保健福祉部長通知の中、自立支援協議会の役割として市町村障がい福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じ助言する役割とされていることから、本日このような場を設けました。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日お配りいたしております資料をご確認願います。</p> <p>机上には、2 種類の資料を置かせていただいております。1 つは、次第書、1 つは、右上に「資料 2」とあります「川西市障がい者プラン 2 0 2 3（第 7 次川西市障がい者計画）の概要」です。そして、本日ご持参いただいております、計画の素案です。時間の都合上、本日お配りしております、資料 2、計画の概要に沿って、本計画の主な部分について順次ご説明をしていきたいと思っております。</p> <p>まず、表紙をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>今回の障がい者計画は、より中長期的な視点に立って、障がい者福祉の</p>

審 議 経 過

まちづくりを継続的に進めていくため、計画期間を従来の3年間から6年間に改めることにあわせ、障がい者を取り巻く問題は、障がい者福祉のみならず、さまざまな分野において障がい者に対する施策に取り組んでいく必要があり、また、市民、障がい者福祉関係機関、市民活動団体、行政が取り組むべき障がい者福祉分野の基本指針となるよう、計画の名称を「川西市障がい者プラン2023」とし、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を含めて策定していくこととしました。「2023」は、計画年度を表しています。また、「みんなとつながる 安心と共生のまち」は、本計画の基本理念であります。右下には、第7次川西市障がい者計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）を記載しております。

次のページ、目次をご覧ください。

今回の計画は、「第1章 計画の策定にあたって」から、「第7章 計画の推進体制」まで、計7章で構成しております。このほか市内の障害福祉施設などの資料編の挿入も考えております。

まず第1章では、「計画策定の背景と趣旨」、「本計画が対象とする『障がい者』の考え方について」、「計画の位置づけ」、「計画の期間」の4項目で構成しています。

4ページを開けてください。本計画が対象とする「障がい者」の考え方について、障がいに対する考え方の変遷、本計画上における障がい者の定義を記述しました。

次に、7ページ「4. 計画の期間」を開けてください。

今回の計画は、国の定める「市町村障害者計画策定指針」において、市町村障害者計画は中・長期のものとして策定することが適当とされているほか、兵庫県においても、都道府県障がい者計画に該当する「ひょうご障がい者福祉計画」は6年間の計画期間としていることなどを踏まえ、計画期間を3年間から6年間に改めることとします。

なお、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として定めることとされているため、これらの計画に相当する部分（第5章及び第6章）は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とし、平成32年度に両計画を改定し、本計画全体の総合的な中間評価を行い、計画の進行管理をしていくことを考えております。

次に、8ページを開けてください。

「第2章 障がい者を取り巻く現状」は、5項目で構成しております。

「1. 前計画の成果と課題」、ここでは、「第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）」における、平成27年度から平成29年度までの3年間の主な成果と課題をまとめております。

審 議 経 過

8 ページから 11 ページまで、「相談支援体制の拡充」、「地域生活支援拠点の整備」、「グループホームの整備」、「保育所等訪問支援事業の実施」、「サポートファイルの活用」、「障害者差別解消法に関する取り組み」、「地域生活への移行」、「一般就労への移行」についてまとめております。

次に、12 ページから 17 ページにつきましては、「2. 障がい者の現状」を記述しております。「障がい者の現状」では、障害者手帳の所持者数など数字で障がい者の現状をまとめております。そして、18 ページから 19 ページにつきましては、市内の障がい者福祉施設の増減を一覧表で示しております。

次に、20 ページを開けてください。

20 ページから 40 ページまでは、平成 29 年 2 月に実施したアンケート結果の概要を載せております。アンケートの分析結果については、何らかの形でこの計画に載せていきたいと思っておりますので、現在委託業者と調整中です。

次に、41 ページを開けてください。

「5. ワークショップの概要」についてご説明させていただきます。

今回の計画では、計画期間を 3 年間から 6 年間に変更し、より中長期的な視点に立った計画とするため、障がい者施策の展開を通じて実現すべき「まち」のあり方を本計画の基本理念として定めることとしました。

基本理念の見直しにあたっては、協働のまちづくりの観点から市民ワークショップを 2 回にわたり開催し、障がいのある当事者やご家族、障がい者福祉団体、市民など 28 名の方々が参加されました。

基本理念につながる、まちのあるべき姿を話し合っていたくため、全体テーマと個別検討テーマを設定し、グループごとに異なった視点から意見を交わしていただきました。41 ページから 47 ページまで、グループごとに出た意見のなかで、ポイントとなったもの、キーワードとなる言葉、基本理念につながるキャッチコピーなどを載せております。

今回のワークショップでは、参加者からは、「個人の意思の尊重」、「相互理解の促進」、「安心して暮らせる地域環境の構築」といった点を重視する意見を多くいただきました。これらのご意見を踏まえ、本計画の基本理念を「みんなとつながる 安心と共生のまち」と決めました。

では、48 ページを開けてください。

48 ページから 52 ページまで、「第 3 章 計画の基本的な考え方」を記述しております。ここでは、計画の基本理念である「みんなとつながる 安心と共生のまち」を定め、基本理念の実現を目指して、4 つの基本目標を設定し、これを柱として各施策を展開していくこととします。

審 議 経 過

- 1 ともに支え合うことのできる地域づくり
- 2 本人の意思を尊重した社会参加の促進
- 3 安心して暮らすためのサービスの充実
- 4 障がい児支援の充実

今回の計画では、それぞれの基本目標に評価指標を設定させていただいております。

「資料3」をご覧ください。

例えば、基本目標1「ともに支え合うことのできる地域づくり」では、施策体系は2項目で施策展開していくことにしています。

1. 共生のまちづくりの推進
2. 暮らしやすい生活環境の整備

評価指標は、「地域で高齢者や障がい者・児童等を見守り、支援する仕組みができていると思う市民の割合」など、市民実感調査や市事業成果報告書の数値を利用させていただいております。

次に、53ページを開けてください。

53ページから87ページには、「第4章 施策の展開」を記述しています。ここでは、4つの基本目標に基づいて、施策の展開をしていきます。

各基本目標の構成としましては、「現状」、「課題」、「重点施策」、「各施策」という順序で作成しております。今回の計画では、新たに重点施策を設定し、計画期間中に重点的に取り組んでいく事業を明確に示しております。

ここでは、それぞれの基本目標の重点施策と各施策内容のうち新規施策について、簡単にご説明いたします。

53ページからの基本目標1「ともに支え合うことのできる地域づくり」では、54ページを開けてください。重点施策は、「地域における交流と支え合いの推進」です。

障がいの有無にかかわらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通じて、お互いに顔の見える関係を築くことや、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保にも取り組んでいきます。

61ページからの基本目標2「本人の意思を尊重した社会参加の促進」では、62ページを開けてください。重点施策は、「障がい者の就労支援の強化」です。

就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、市内での提供体制確保に取り組んでいきます。

審 議 経 過

新規施策として、63ページ「就労定着支援事業の実施」、68ページ「成年後見制度利用促進基本計画に基づいた後見制度の利用促進」を行います。

70ページからの基本目標3「安心して暮らすためのサービスの充実」の重点施策は、「地域移行・地域定着を進めるための体制整備」です。

地域における相談支援の中核的な役割を担う施設として、総合的かつ専門的な相談支援や地域移行・地域定着の促進といった業務を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。また、地域での暮らしの場となるグループホームの量的拡大や重度障がい者への対応を図るため、施設整備に対する支援策について検討するとともに、地域での暮らしの安心感を担保するため、地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ体制を確保していきます。

新規施策として、72ページ「基幹相談支援センター設置の検討」、75ページ「自立生活援助事業の実施」、75ページ「共生型サービス事業所の設置促進」、77ページ「介護保険サービスの利用者負担軽減」、81ページ「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を行います。

83ページからの基本目標4「障がい児支援の充実」の重点施策は、「医療的ケアが必要とする障がい児に対する支援体制の構築」です。

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、ケースの把握や情報共有を行うことにより、総合的な支援体制を構築していきます。また、重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるよう、支援体制の整備を図ります。

新規施策として、85ページ「重症心身障がい児に対する支援体制の整備」、「医療的ケア児に対する支援体制の充実」、「教育と福祉の協議の場の設置」、「障がい児に関する総合相談窓口設置の検討」を行います。

次に、88ページから121ページ、「第5章 第5期障がい福祉計画」においては、国の基本指針を踏まえつつ、第4期障がい福祉計画の実績並びに本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

93ページから121ページまでの「障害福祉サービス等の見込み量及び確保の方策」につきましては、現在調整中のため、お示しができなく申し訳ございません。今後数値が確定次第、改めてご報告いたします。

次に、122ページから131ページ、「第6章 第1期障がい児福祉計画」については、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応について成果目標を設定します。ま

審 議 経 過

	<p>た、兵庫県独自目標として、学校と福祉の連携や障がい児にかかる総合相談窓口の設置について目標を設定します。</p> <p>「障害児通所支援等の見込み量及び確保の方策」につきましては、現在調整中で、今後数値が確定次第改めてご報告いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、132ページから134ページ、「第7章 計画の推進体制」では、「各主体の役割」、「計画の進捗状況の管理・評価」を記述しております。計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果指標の達成状況などについて点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。毎年度、検証シートにより、各年度の実施状況や成果、課題等を把握します。中間年度（平成32年度）では、評価指標や成果目標の達成状況等を踏まえ、計画全体の中間評価を行います。検証結果につきましては、障害者施策推進協議会に報告し、評価等を行います。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>説明は終わりました。</p> <p>それでは、事務局が作成しました計画の素案について、みなさまのご意見、ご質問等をお受けしたいと思いますが、内容が多岐にわたっておりますので、内容を分割して、協議していきたいと思います。</p> <p>まず、第1章「計画の策定に当たって」及び、第2章「障がい者を取り巻く現状」について、1ページから47ページまでについて、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>私の方から質問ですが、この自立支援協議会で意見が出た場合、意見としてまとめるのか、計画に取り込んで反映させていくのか、どうされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今日いただいたご意見につきましては、先日の施策推進協議会で出ております意見と合わせて最終的にもう一度施策推進協議会でご意見を伺ってから、計画に反映していきたいと思っております。</p>
会長	<p>意見は計画に反映される可能性があるということですので、ぜひご意見をお聞かせください。</p> <p>47ページまではよろしいでしょうか。</p> <p>次に第3章、「計画の基本的な考え方」及び第4章「施策の展開」につい</p>

審 議 経 過

委員	<p>て、48ページから87ページについてご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p> <p>補足させていただきます。</p> <p>本日、「資料3」として差し替えの資料を49ページから52ページまでお配りさせていただいております。</p> <p>事前にお送りいたしました素案では、評価指標の目標値を平成35年度の目標値を設定する形で書かせていただいておりますが、本日お配りした資料では34年度の数値を記載させていただいております。</p> <p>本来この計画は6年間の計画として作成いたしますので、6年後の目標値を定めるべきところですが、ここで用いております数値の多くが川西市の最も上位の計画である川西市総合計画というのがあります、その後期基本計画が来年30年度から5年間の計画として策定されることになっております。そこに記載されている数値を多く用いている関係上、5年後の目標値ということで設定させていただいております。</p> <p>この計画を改定するにあたって5年たった時点での実績を踏まえて、改定するといった考え方でご理解いただければと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>目標値について、35年度の数値が出ていないのが34年度にして数値を出したということですので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>次に3章、4章、基本的なことになりますが、何かご意見等はありませんでしょうか。</p>
委員	<p>54ページで障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による交流というのがあって、それは大事なことと思っております。私も主に子育ての支援ですが、地域の方との交流や、地域の方でどなたか支援していただける人を探したりなどしています。</p> <p>この素案にある交流促進として、「交流スペース」の運営支援、56ページには2つ内容が書いてありますが、もう少し補足説明というか教えていただきたい。</p>
会長	<p>事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>まず交流スペースですが、現在2か所、基本的に市民の方が交流の場所を設定されて、障がいのある方、周囲の方がお互いの悩みとか交流を図っ</p>

審 議 経 過

	<p>ていただいております。</p> <p>自立支援協議会の運営に関しましては、今年度から専門部会というのを作らせていただいております、そこで色々な地域との交流、あるいは地域の資源など、専門部会において協議していただくという手法でやっております。</p>
<p>会長</p>	<p>委員がおっしゃったのは、上の方の交流スペースの現状がどうなのか、という質問だと思いますが、その辺はどうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>交流スペースとしては、「心家」と「デュアルリング」の2か所へ、市が補助をしております。</p> <p>利用人数についても報告を受けておりますが、手元に資料がございませんので、具体的な数字はお伝えできませんが、主に「心家」の方は心の悩みをお持ちの方が多くご利用されております。例えば、生活困窮者の自立支援の相談窓口に来られた方がご紹介を受けて「心家」へ行かれて、同じ悩みを持っていらっしゃる方同士でお話をされたり、ボランティアの方もいらっしゃいますので、そういった方と交流を図るといった取り組みがされております。</p> <p>「デュアルリング」の方はダンス活動を中心として、比較的若い、小さいお子様から青年層を中心として、障がいの有無にかかわらずダンスを通じた交流と軽作業などもされています。</p> <p>もう一点、56ページの下の方に、地域での取り組みを支援するという内容として、各地域で中心となって活動していただいている方、例えばコミュニティの方や、地区福祉委員の方、それぞれの地域によって様々ですが、それぞれの地域で障がいのある方とない方の交流をはかるための行事、例えば季節ごとのお花見やパーティー、あるいは音楽会など、そういった季節に応じたイベントであるとか、また毎月一回カフェ形式でそういう交流をはかる場を設けていらっしゃる地域もあります。</p> <p>それぞれ地域に応じて様々な取り組みをされておりますので、そういった先進的な取り組みを、これから始めようとする地域にご紹介をするというような形で全市的に広げていきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>ここでは障がい者と住民との交流と書いていますが、おそらく子育ても</p>

審 議 経 過

会長	<p>そうですし、こういう場があるというのは地域住民の皆様の色々な活動がないとなかなか成り立たないと思うので、こういうものが活発になるときっと障がい者施策だけでなくて住みやすい地域づくりにつながると思うので活発になるように色々な部署が連携してやっていけばよいと思う。</p> <p>私もそう思いました。せつかく2事業者に対して経費の補助をしているけれども、今言われたように各地域で、それぞれ色々な動きがあるので、できるだけ陽を当てていってあげたい、こんなことをやってますと見せてあげたい。そうすれば皆さんの活動にも誇りが出てくるし、どんどん拾い上げていって欲しいと感じました。</p> <p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>59ページの、担当は道路管理課だと思いますので、答えは明確にはならないかもしれませんが、迷惑駐車とか、今、民間の駐車場には、特に障がい者用、または車いす用の駐車スペースが多く設置されるようになりましたが、障がいがないのにそこに止められる人が多い。一度注意したところ怖い人で、昔は警察も関与できなかった。そのことを県に言ったら県警本部長まで行ったと思います。</p> <p>市役所ではガードマンがいるので大丈夫ですが、明らかに障がいのない人が堂々と停めている場合は放っておくしかないのでしょうか。</p>
会長	<p>どう答えたら良いのか、難しい質問かと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>答えがないのはわかりますが、明らかに障がい者ではないのに近いから堂々と停めて、注意したら「ここは駐車違反ではない」と反対に言われたので、それはおかしいと思います。</p> <p>都道府県の中で半分は警察関与ができるらしいのですが、兵庫県はまだ微妙だけど、どうなってるか聞いていただきたい。</p> <p>もう一つは、駅前に不法駐輪がたくさんあり、通行の妨げになったので、それを言ったら、もっと大変なバリアの二段式の駐輪場を駅前に設置されました。あれは障がい者、高齢者にとったらバリア以外の何物でもない。これも答えはないと思いますが。</p> <p>ガードマンは駐輪場に入れろと言いますが、障害者差別解消法で何とかならないかと思うくらい気分の悪いものです。これも答えはいりませんが、我々障がいを持っている者にとっては、何故人間があんなバリアをあえて作ったのか、それを何故行政は許せるのかがわかりません。二輪や三輪、</p>

審 議 経 過

会長	<p>杖の人は、自転車なら行けるが、自転車が置けないから、もう家を出て行かないという足の悪い人が多くなっている。もっと行政は自転車置き場に困っていることを考えて欲しい。</p> <p>尼崎市は障がい者、高齢者のステッカーを付けたら、下に優先で置けるようです。何とか障害福祉課と道路管理課、高齢福祉で知恵を絞っていただきたい。本当に弱い人は困っています。何回も見ています。私も困っています。</p> <p>多分、障害者差別解消法を皆さんがもっと理解して、障がい者の本意が分かれば、もう少し良いのではと思います。</p> <p>障がい者の身に立った駐輪場を作るとのことだと思いますが、あそこはなんとか不法駐輪を解消しないといけないということもあって、解消する為に二段にされたのだろうけど、こちらとしては障がい者の身にもなって欲しいという意見があったということ、控えておいてもらったらいいかと思います。</p>
委員	<p>高齢者も子どもも置きにくいと思います。</p>
会長	<p>第4章に担当所管が書いてありますけど、もちろん障害福祉課だけで作れる計画ではないので、関係所管との調整の上で、これを記入されているという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>一応、記述内容に関しては従来、毎年施策の進捗状況を回答していただいているものに基づいてさせていただいております。</p> <p>今後、中の文言につきましては再度各所管のほうに確認をとらせていただきます。</p>
会長	<p>調整、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>補足させていただきます。最終校正の依頼はまだできていないのですが、基本的には前の計画の進捗状況を毎年確認させていただいておりまして、その中で今後も変わりなく継続するというご回答をいただいた施策については、そのまま記載しています。新たに外部環境あるいは制度が変わって新しく記述を見直したりした場合は、個別に各課へ調整をさせていただいております。最終的な校正については、近日中にさせていただく予定にしております。</p>

審 議 経 過

会長	ぜひとも各課との調整をよろしくお願いいたします。
委員	<p>この市役所庁舎北側の守衛室の裏に座敷用トイレ（寝たままで使用できるトイレ）があるのをご存知ですよ。これを作って26年間で利用はあったのでしょうか。</p> <p>一時期、物置になっていたのを見て注意したらきれいにはなりました。私はいらないと思っていましたが、当時の市長の意向でつくられました。物の考え方ですが、障がい者が一人でもいれば作らなければならないのか、永遠の課題です。全く使っていないようであれば、もったいないことだと思います。使わなくても置いておくものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>答えになるかどうかわかりませんが、確かに北玄関左に入ったところにあります。使用状況までは把握しておりませんが、当初建設時にそのような需要があるということで作られたのではないかと、いう想定はしております。</p> <p>例えば、利用頻度が極めて少ないのに必要性があるかということに関しては、今後のことにつきましては、利用状況などを確認し、庁舎管理をしている部門がありますので、必要がなければ検討するようなことも必要かと思えます。兵庫県の福祉のまちづくり条例の中で公共施設のバリアフリー整備というのがうたわれておりますので、各フロアに障がい者の方のトイレは設置しておりますが、障がいの特性によって利用できる、できないことがあると思えますので、万能ではないとは思いますが、いろんな意見も聞きながら、税金を投下することでもありますので、より良い利用の仕方がされるように、今後に向けて検討も必要かと思えます。</p> <p>今お返事はできませんが、まずは実態を調べさせていただきたいと思えます。</p>
委員	作ってほしいと言った人に会ったら、使っているかどうか聞いてみます。
会長	他にご意見等ございますでしょうか。
委員	全体的には良いと思うのですが、基本目標3の「安心して暮らすためのサービスの充実」という項目がありますが、事前にワークショップでAグループが、親亡き後の対応について話し合われたとあります。親亡き後どうするかというのが非常に重要な問題であるということ。ここでも出てきますが、地域生活支援拠点みたいなことは、今後の福祉の中で非常に重要

審 議 経 過

会長	<p>ですが、これは「教育支援委員会」と文言が変わっておりますので、教育相談センターが見落とさなければいいなと思ひまして。</p> <p>ありがとうございます。他に気になる点があれば、どんどんご意見をお願いします。</p> <p>72ページに「基幹相談支援センター設置の検討」と、新規事業としてあげていただいておりますが、24時間の相談支援対応が可能なところということで、まだこれから検討されるかと思うのですが、具体的にどこかにお願いをして、ショートステイとかできればよいのですが、24時間となると大変だと思ひながらも必要は必要なので、具体的にこんな所をお願いできたらいいという案とか思ひがあれば、社協の立場として覚悟しなくてはならないのかなという所も持ちながら、ご質問させてもらっていますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>基幹相談支援センターの設置の方法については、さまざまなやり方があると思ひます。例えば今、市として相談支援事業を委託している法人が2か所ありますので、今委託している事業内容との整理も必要になると思ひますし、市内の相談支援の体制を充実させるという意味では、外部から事業者に来ていただくという方法をとる方がいいという考え方もございますし、これをどういった形で具体化していくかということについては、この計画期間中に検討していきたい。今のところ、どこにというのがあらかじめ念頭にあるわけではありません。</p> <p>ただ基本的な機能として、24時間の対応はやらないといけないかなとは思ひていますが、最初からはできないかもしれないので、段階的にということもありうると思ひます。</p>
会長	<p>じっくり検討していただければ良いと思ひます。でも早めによろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>今のこの検討ですが、障害福祉課の中で検討されるのですか、それとも自立支援協議会とか、それとも今すでに委託を受けている事業者を含んで検討されるのですか。</p>
委員	<p>市である程度案を作った段階で、自立支援協議会のご意見をいただくという形になると思ひますが、財源的な部分もありますので、それが程度見通しが立たないと、なかなかご意見をお伺ひするのも難しいかと思</p>

審 議 経 過

委員	<p>っています。</p> <p>ちなみに、伊丹市が多分、今度の計画の中で出てくると思いますが、基幹相談支援センター、あそこは4か所委託事業所があるので、とりあえずネットワーク型でいこうという話になっていまして、基幹相談支援センターの機能を組み立てるために、月1回基幹相談支援センターの会議をするというふうに今年度の計画で決めていこうとされております。</p>
委員	<p>参考にさせていただきます。</p>
会長	<p>他にご意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>85ページで「障がい児に関する総合相談窓口設置の検討」とありますが、子育て相談をしている中でも、そういう障がいの相談が上がってきたりします。例えば公共施設のプレイルームでそういう相談があったりとか、児童センターでお母さんが発達障害の相談をされたりとか、いろいろ今も相談される場所もあると思いますが、今は総合相談のような所がないから、こういうふうに困っているとかあれば教えていただきたい。</p>
会長	<p>委員の方で、そういう相談を受けることがあるというのがあれば</p>
委員	<p>今はいろいろな所で相談を受けているとは思いますが、やっぱり今は総合相談がないからこういう所が不便しているとか、これがないから問題というようなことがあったら教えてください。</p>
会長	<p>多分そういう問題があるので、福祉政策課で作っている地域福祉計画でもトータルサポートチームという相談を主体のチームを検討しているというようなことを、新たな事業として挙げていくということは聞いておりますが、どこで相談があるかわからないし、どこに相談しても繋がるようなところが欲しいと思いますよね。</p>
委員	<p>今おっしゃった、地域では主任児童委員さんがおられて、まだ3歳児くらいまでのお子さんを月何回か親子で集められて、いろいろな催し物をやっておられます。そこで障がいがあるお子さんをお持ちのお母さんは、主任児童委員さんのところで相談されていると思いますので、そこからたぶん行政のほうの窓口に行くのではないかと思います、私どもの地域、東</p>

審 議 経 過

	<p>谷地域の和にしているのですが、その主任児童委員さんはそういう形で月2回親子の交流はやっておられます。3歳児の健康診断などもそこできちり把握されていると思います。</p>
会長	<p>主任児童委員の窓口もあるということで、いろんな窓口があると思うのですが、なかなかうまく統合されていないように思うので、いろいろな窓口がどんどんPRして、市民がどこにでも相談できるようになればいいと思います。</p>
委員	<p>身近なところにもあって、またそれを集約するような場所と両方あればいいと思います。</p>
会長	<p>そうですね、集約できる場所があればいいですね。 こうやって聞いてみたら、障がい施策もいろいろな課題があって大変だと思いますが、我々、支援している関係者もどんどん協力し、実施していきたいので、今であれば計画に反映できますので、意見があればよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>65歳から障がい者も介護保険制度のサービスを利用するようになります。そうすると、デイサービスなどを利用して介護保険のサービスにないものは、今まで通り障がい者サービスで。デイサービスを利用するとなると、今はある程度まとめられて障がい者は作業所に行きますけど、個々にバラバラでデイサービスを探していくとなると、高齢者の中に障がいの高齢者が入っていくということで、体力面も劣っていれば良いのですが、体力面は衰えずにそのまま元気で普通のデイサービスに入っていって、ちょっと身体が当たったりということで普通の高齢者に怪我を負わせないかとかそういった事を、実際そういう立場にはなっていませんが、そうなるのではないかという心配もあります。だから、できましたら障がい者に特化したデイサービスの場所を作って欲しいと思っています。 実年齢はその年齢になっていますが、精神年齢は幼いままで、そこら辺のバランスがなかなか自分がそういう年齢で高齢者のかたと同じ立場というのも認識しにくいし、そういったことのバランスの悪さを全部一緒に、高齢者だから介護保険となるとどうなのかという不安があります。</p>
会長	<p>せっかく行っても浮いてしまったら、という課題もあります。</p>

審 議 経 過

委員	<p>障がいがあっても長生きができるような社会になっておりますので、今おっしゃったように65歳を超えたら制度が変わるので、それに対する不安な声は結構耳にもしますし、実際困っている人もいると思うのでその辺の制度を緩やかな形にできたら良いと思います。</p> <p>市や国はそのように割り切らないと仕方がないのですが、65歳を超えて環境が変わったら、障がいがあればすごくダメージを受ける人が多いと思います。その辺の制度が緩やかになればよいと思いました。</p>
委員	<p>以前、兵庫県相談支援ネットワークのほうで「障介シート」というものを作っております。川西市の介護保険課のどなたかが委員で参加されたと思いますが、三田市や伊丹市でもやっていますが、いわゆる障がいのケアマネから介護のケアマネに繋ぐ、児から者もそうですが、障がいから介護に繋ぐ切れ目をきちんとやっていったほうが良いのではないかということで、不定期ですが、何度か介護のケアマネと障がいのケアマネが合同で研修をやっています。それをすることで、65歳以上の前くらいから私の障介シートに「私ってこんな人です」みたいなことを利用者さんと相談しながら作って、それを65歳になって介護保険に移行する場合は介護のケアマネさんに引き継いでいくというものがあるので、できれば活用していただければスムーズに移行できるのではないかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ障害福祉と長寿介護と連携をとって研究していただければと思います。</p>
事務局	<p>先ほど委員がおっしゃっている事に関しては、今回の計画では75ページの「共生型サービス事業所の設置促進」が該当します。来年度以降は、この「共生型サービス」——いわゆる障害福祉サービスを利用している障がい者がスムーズに介護保険サービスに移行できるような仕組みが国でできておりますので、来年以降どのようにしていくのかこの計画の中で考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>ぜひとも新規事業を、この5年間で進めていただくようにお願いします。</p>
委員	<p>補足をしますと、現在障害福祉サービスの指定しか受けていない事業所が共生型サービスの指定を受けることによって、そのまま同じ事業所で介護保険としてサービスを受けることができるようになるということです。</p>

審 議 経 過

	<p>逆のパターンもあります。高齢者の介護保険の施設が障害福祉サービスの共生型の指定を受けることによって、障がい者を受け入れることができるようになるというものです。両方ありますが、主に介護保険に移行することによって事業所を変えないといけないという部分に関しては、長年通っていただいた障がい福祉の事業所が共生型サービスの指定を受けていただければそのままの所で介護保険としてのサービスを受けられるということになります。一定ご不安な点は解消する方向にいくのではないかと思います。</p>
委員	<p>具体的にですが、うちは生活介護の事業所に行っています。そうすると、65歳になってもずっとその事業所にいられるということですか。</p>
委員	<p>その事業所が共生型の指定を受ければ、そうなります。</p>
委員	<p>65歳を過ぎても生活介護にいる人はそのままいられるということは、出ていく人がいなければ、人がいっぱいになるということですね。</p>
委員	<p>新しい人が入れなくなるということですね。 そこは難しいところです。それでいいのかどうかというのは議論する必要があります。</p>
委員	<p>普通の人であれば定年でのんびりと過ごすというのが本当ではないかという人もいますが、親としては家の中に囲ってしまうよりはどこかに行ってもらった方が刺激があるので良いと思います。そこら辺をどう折り合いをつけていくのか、全く今のところ見えていないので、早い人でしたらあと5年くらいで65歳になってきますので、それまでになんらかの目安みたいなものがついたらいいのですが。グループホームに入って、ましてデイサービスで一部負担になると年金でいっぱいいっぱい、それ以上に持ち出しになるかも知れないということで、保護者の方はすごく先行きに不安をかかえてらっしゃるので、この場所でそれを言っているのかどうか分かりませんが、年金内で生活できるのかどうか、目の前に迫ってくる不安に何とか答えられたら良いのにはと思います。</p>
委員	<p>実際問題としては、特別支援学校を卒業したばかりの18歳の方と70歳以上の方が同じ支援を受けるというのは現実的ではないので、そのまま利用できるというのは、いつまでもそこで良いのかというのは当然あ</p>

審 議 経 過

	<p> と思います。その事業所として主にどういった人を対象にサービスを提供するのかということがありますので、その方の状況によっては、より適切なサービスを受けられる事業所に変わっていただく方が良いということも当然ありうると思います。そのあたりについては、計画相談支援という仕組みが今はできていますから、半年ごとにモニタリングをする中で、より適切なサービスを受けられる所を見つけていくという形になると思います。 </p> <p> それから利用者負担の件ですが、まだ詳細な条件が国から示されてはいませんが、今の所出てきている案では、5年以上障害福祉サービスを使っていた方が65歳になって介護保険に移行された場合、もちろん所得制限は設けられると思いますが、低所得の方については介護保険の自己負担分を後ほど償還するという仕組みが、来年4月から導入されることになっています。77ページの一番下に記載しています。細かい条件によって対象者数がどのようになるかはわかりませんが、その辺についても国は課題として認識をしていて、対策を講じているということです。 </p>
委員	それは市町村のやり方として差が出ない、国の方針ということですか。
委員	国の基準で行いますので市町村で差は出ません。
会長	他にございませんか 次に第5章「第5期障がい福祉計画」、第6章「第1期障がい児福祉計画」についてご意見、ご質問はございますでしょうか。
委員	<p> 第5章で言っている箇所わかりませんが、障害者総合支援法の中では障害福祉サービスを受けられる対象に難病患者が2015年の4月から加わっています。 </p> <p> 例えばですが、116ページの⑦の日常生活用具給付等事業の「障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため」、という所ですが、わかりやすくするのであれば「障がい者（児）・難病患者」と対象者を明記していただく方がわかりやすいと思いました。どこにいれたら全体的な表現になるかわからないんですが。 </p>
会長	ありがとうございます。大切なことですね。
委員	ちなみに、医療費の公費負担申請の窓口を伊丹健康福祉事務所がしてい

審 議 経 過

	<p>る関係で把握しているのですが、指定難病が330疾患になっていて、川西市であれば約1600人が医療費助成をお受けになっています。ただ、その方々がすべて障がい者というかどうかというと少し違うと思います。なかには身体的や内部的に障がいの重い方もおられます。また日常生活の上で医療を受けながら働いていらっしゃる方もありますので、様々ですけれども。</p> <p>子どもさんの場合ですと、小児慢性疾患であれば川西市で約150名ほどが受給されています。この障害者総合支援法においては指定難病の330疾患と一致はしていないので、障害者総合支援法では358疾患になっていると思いますので、一致はしていませんが、だいたいそれくらいの患者さんがいるという状況です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>なかなか理解が難しいところがありますが、障がい者は通常手帳をお持ちの方という認識がどうしてもありますので、持っていないけれども生活上困っている方もいらっしゃる。</p>
委員	<p>障害者総合支援法の対象者、障害福祉サービスを受けられる対象者であるということです。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>一応難病の表記に関しましては、持ち帰らせていただいて検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。よろしくお願ひします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは、最後の第7章も含めて全体を通してでもご意見、ご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>自立支援とはかけ離れているかも知れませんが、我々の方の地域で福祉委員会が障がい者の集いを年に2回くらいやっておりますが、参加される方が同じ方ばかりです。周囲を見渡すと障がいをお持ちの方はかなりおられるのですが、声をかけにくい。障がいをお持ちなので集いに来られませんか、ということを生民委員や福祉委員が声をかけたいのですが、声をかけるとかえって断られて迷惑なことだということで、これをなんとかボランティアの方ができるだけ多くの方を地域の方で支援していきたいという</p>

審 議 経 過

	<p>目的から、そういう障がい者のリストを公にすると大変なことになると思うのですが、例えば地域で福祉の関係の人がお宅を訪問した時にそういうボランティア活動にお誘いしてもいいかどうか、というような承諾を行政の方から取るというのは難しいのでしょうか。</p> <p>身体的な障がいをお持ちの方はすぐ分かるのですが、軽い障害の方、精神的な障がいの方というのは、なかなか分かりません。おそらく行政の方では全部把握されていると思うので、それを福祉委員や民生委員の方に「この方は声をかけていいですよ」というご家族の承諾があれば我々は動きやすいのですが、それは難しいことでしょうか。</p> <p>行政の方でサポートしていただけるので十分であれば地域の方はそういう支援はしていなくてもよいのかなと感じてしまいます。</p> <p>我々、民生委員からするとお一人暮らしとか、子供の支援ばかりでなく、障がい者の方の支援もやっていかなければならないと思っておりますので、検討していただければありがたいと思います。</p>
会長	<p>多分難しい問題だと思います。</p> <p>行政の方から名簿を勝手に出すというのは難しいと思いますが、活動されている方は知りたい、何とかサポートしたいという気持ちがあるということですね。</p>
委員	<p>実際、知っている方に60代くらいの知的障がいの方がおられるのですが、先行きをご両親が心配されています。私も民生委員の立場からこういうお誘いをしていいのかと思うのですが、やっぱり声をかけられない。日頃親しくしていてもこのような集いには声をかけにくいです。</p>
会長	<p>今のご意見に対して、家族会の委員とかは名簿を出すことについてどう思われますか。</p>
委員	<p>障がい者も精神障がい者も一緒に、面前に出ていくというのが非常に困難な人が多いです。家の中ではいぼってるんですけどね。ところが外へは出ていけない。外へ出ていくこと自体がプレッシャーで勇気がいることです。いつかはその勇気を出してもらいたいので、何回も声をかけていただいた方がよいと思います。チャンスが増えると思いますから。いつかは「行ってみようか」というふうになるかもわからないのでチャンスは作っていただいた方がありがたいと思います。</p>

審 議 経 過

委員	<p>災害時の支援のところでも、リストが役立っていると思います。</p> <p>災害発生時に承諾を得ていると、その方を一番に安否確認に行かないといけないということは、おそらく地域の福祉委員や民生委員は優先順位をつけてやっていますので、災害発生時の対応にも役立つと思います。</p>
事務局	<p>先ほど来のご意見ですが、個人情報ということで非常にデリケートな問題であるということで、最後に申されました災害時の避難行動につきましては本人同意を得て、日頃の安否確認とか災害時に避難の支援をするなど、市内14地区のコミュニティごとで数年に1回ですが、対象となる方に書面で同意を得るという形で同意を得た分につきましては、避難行動要支援者としての見守りには利用させていただいておりますが、そのほかの活動などに関しての共通認識は難しいと思っております。したがって、行政の方としましてはなるべく広報をしていく、地域の方でもなるべく声をかけていただいて、気運が高まるように時間をかけて努力していくしか、今のところは方法がないと感じています。</p>
委員	<p>地域の方の障がい者のボランティア活動には、できるだけ積極的に参加してあげて欲しいという形でPRしていただけると、我々の方も少しでも受けやすいかと思えます。</p>
委員	<p>我々身体障害者福祉協会の会員は、障害者手帳は5000人以上持っているのに、一番多い時で450人までいったのですが、今は100人くらいです。同じ仲間同士でもなかなか呼び掛けても入ってこない実態があります。手をつなぐ育成会の方も100人を切りましたか。身体障害者父母の会にあたっては10人くらいではないでしょうか。</p> <p>社会の福祉が良くなったからか、なんか入ってきません。さみしいね。おっしゃったように個人情報は大変ですが、お互い助け合っていきたいという仲間意識があってもなかなか入ってこないのが現状です。嘆いていても仕方ないから、啓発をしていけば良いと思います。</p>
会長	<p>災害でも手上げ方式とって、ご本人が言わなければ登録されない状況ですので、地道な活動を続けていただく、それを知っていただくようにし続けることしかないのかもしれませんが、地道な活動を頑張りましょう。</p>
委員	<p>一番の原因は福祉金があったのを打ち切ったのが大きな原因だと思います。市が財政上の都合で。それまではまあまあ連携があったのですが、福</p>

審 議 経 過

会長	<p>祉金がないなら入っていても仕方ないというような声はいっぱい聞いています。</p> <p>そうですね、自治会と一緒に入ったメリットとかいうことになるのでようね。</p> <p>他にこの計画の全体を通して、何かご意見はございませんか。</p> <p>この場で言いにくいことがありましたら、お気づきの点など11月9日までに障害福祉課まで別紙に記入いただき、ファックス又はメールでお送りくださいと書いていただいておりますので、送っていただいたら参考にさせていただけるかと思います。</p> <p>11月9日というのは、次の施策推進協議会がありますので、その前になんとか反映させたいという意味で、少し日はないのですが次の協議会の素となる資料に反映させる為ですので、ぜひ何かあればお願いしたいと思います。</p> <p>本日皆様から頂戴したご意見、今後メールやファックスでいただくご意見につきましては、事務局の方で作業をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で本日の協議事項としては終わります。</p> <p>次に「その他」に移りたいのですが、事務局の方から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>本日も協議いただきました計画素案につきましては、先ほど会長がおっしゃっていました11月13日の川西市障がい者福祉推進協議会におきまして、再度意見を伺ってから策定していく予定にしております。ありがとうございました。</p> <p>また、結果等に関しては2月以降になると思いますが、最終的にまたご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>長時間ご協議いただきましてありがとうございました。</p>
会長	<p>本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして平成29年度第2回川西市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。</p> <p>閉 会 (午後3時00分)</p>